

格差の拡大・貧困化の進展と消費税の効き方における変化 社会的連帯の財政的基礎をさぐる

著者	碓山 洋
著者別表示	Ikariyama Hiroshi
雑誌名	金沢大学経済論集
巻	42
号	1
ページ	1-16
発行年	2021-12-28
URL	http://doi.org/10.24517/00064684



格差の拡大・貧困化の進展と消費税の 効き方における変化

社会的連帯の財政的基礎をさぐる

碓 山 洋

- I はじめに
- II 問題の所在
- III 統計の選択と分析の前提
- IV 収入——貧困層のさらなる貧困化，やせ細る中間層，富裕層内での格差
- V 消費支出——窮迫する貧困層，ゆとりを失う中間層，消費を減らす富裕層
 - 1. 消費支出とその収入に占める割合
 - 2. 必需的消費と選択的消費
- VI 格差拡大・貧困化社会での消費税の効き方
- VII おわりに

I はじめに

低率での長い景気拡大局面をも含みながら，日本経済は長期停滞の中にある。人びとの収入は減り，当然に消費は縮小し，それがまた経済を停滞させる悪循環が進行している。全体として経済が停滞しているなか，富める者はますます富み，貧しい者はますます貧しくなって，格差と貧困が深刻化している¹⁾。

本稿では，公的統計に独自の加工を施し，格差拡大・貧困化の進展にともなって消費税が人びとの生活にもたらす効果はどのようなものか，またその効き方がどのように変わりつつあるかを分析する。とりわけ，消費税が消費（貨幣支出）の局面で課される租税であるにもかかわらず，従来，階層間での消費の差異・格差とその変化に着目した政治経済学的研究は非常に手薄であ

り、この視点を重視する。

II 問題の所在

日本において現在の消費税につながる消費全般への課税（一般消費税）が本格的に議論されるようになったのは、高度経済成長が破綻しスタグフレーションを経験した1970年代からである。経済学では、スタグフレーション克服のための理論として、マネタリズムはじめ新自由主義的理論が一気に地位を高めた時期である。

一般消費税の導入を公約に掲げた政権党＝自由民主党が1979年の総選挙で大敗し、その議論はいったん影をひそめ、「増税なき財政再建」路線がとられたが、売上税構想などの政治的な紆余曲折を経て、1989年、ついに「消費税」の名称で一般消費税が導入された。消費税は税率3%で出発したのだが、当初から財界や政権党からは税率の大幅引き上げを求める声がつよかった。他方で、主には一般消費税のもつ逆進的性格から、消費税増税に反対する世論もつよかった。消費税率は3%から5%、8%、10%と引き上げられていくのだが、そのたびに増税推進・容認論と増税反対・減税・廃止論が激しく戦わされてきた。

租税史を振り返ると、近世から近代、現代へと、租税は、人頭税や免税特権のような超逆進的なものから、重商主義の唱道した（逆進的な）消費税、労働価値説からするアダム・スミスら自由主義の消費税否定と比例税の主張、国家有機体説からするドイツ財政学などの累進税へと、全体としては逆進から累進へ向かって発展してきた。この流れはすなわち消費税から所得税への流れでもあった。そうした大きな歴史的な流れの中で、近年では、消費税それ自体がもつ逆進的性格を完全には否定できないながらも、最適課税論や経費・租税の一体的改革論から、消費税増税を容認しさらには積極的に推進しようという議論がつよまってきている。

所得税から消費税への流れは、歴史の本流となっていくのか。あるいは一時的な逆流なのか²⁾。

消費税増税推進論者は、所得に比例しないとはいえ高所得者のほうが低所

得者よりも多くを消費するのであるから、高所得者のほうが多く負担しており、消費税は必ずしも逆進的とはいえないと主張する。租税は結局のところ所得から支払われるしかないのだから、ここで問題になるのは、消費の所得に対する代理性である。比例しないまでも、消費の大きさがだいたいにおいて所得の大きさを代理するのであれば、消費税で所得税に代えることにも合理性なしとはいえない。本稿は、富裕層・中間層・貧困層の消費における変化を確認することを通じて、この問題の検証を企図する。

Ⅲ 統計の選択と分析の前提

問題の分析のために総務省「家計調査」を利用する。家計調査は、統計法によって指定される基幹統計のひとつで、一定の統計上の抽出方法に基づき選定された全国約9千世帯を対象として、家計の収入・支出、貯蓄・負債などを毎月調査するものである。家計調査の結果は、景気動向の把握、生活保護基準の検討、消費者物価指数の品目選定およびウエイト作成などの基礎資料として利用されている。

家計調査を選択する理由は以下のようなものである。

- ①消費者の生活実感に近い、消費税を含む消費支出が表示されている。
- ②消費支出と収入の両面が単一の調査で把握・表示されている。
- ③年間収入階級5分位で各階級の収入のレンジ(上限・下限)と収入・消費支出の平均が表示されており、貧困層・中間層・富裕層(後述)ごとの消費税の効き方を比較分析するのに適している。
- ④収入を得、支出する主体として、個人ではなく、実態的な世帯を単位とした調査である。

他方で、家計調査を利用しての分析には、以下のような制約ないし留意すべき点がある。

- ⑤消費支出(1か月)は1円単位で表示されているが、収入(1か年)は1万円単位で表示されており、有効桁数が大きく異なる。ただし本稿では、階層区分と各階層の平均収入、平均収入に占める平均消費支出の比較にのみ収入の数値を使用する(乗除に使うが加減には使わない)ので、この制約は

分析の障害にはならない。

⑥同じ世帯の収入・消費支出を経年的に追ったものではない。ただし、統計学的に有意な推計をしており、得られた統計表は国内全世帯の状態を時系列的にもほぼ正確に表現しているものと考えて差し支えない³⁾。

⑦等価可処分所得のように世帯の事情を考慮するといったことをせず、世帯単位で収入・支出を外形的に把握したものである。ただし、本稿は各階層の全体・平均的な世帯に対する消費税の効果をみるものであるから、このことは分析の障害にはならない。

⑧消費支出には、消費税のほかにも、自動車取得税など消費にともなって課税される租税が含まれている。ただし、これらの租税はまれにある臨時の支出に課されるものであり、日々、繰り返す、大量に行われる消費生活への消費税の影響をみるうえで、このことは障害にはならない。

なお、分析対象は、収入の記載のある最も古い年、2005年(暦年)を起点として5年刻みで下り、2005年、2010年、2015年、そして終点は2019年とする⁴⁾。

本稿における分析は以下を前提とする。

a) 対象全世帯を年間収入階級5分位に分けた表を使用し、便宜的に第1分位を「貧困層」、第3分位を「中間層」、第5分位を「富裕層」とし、この3階級を分析対象とした⁵⁾。本稿では階層による消費税の効き方の違いを分析するのであるから、すべての収入階級を対象とする必要はなく、また、むしろ5分位の両端と中央を扱うほうが問題を明瞭にしめすことができるものと考えられる。

b) 統計表にしめされている1か月の消費支出に12を乗じて年間消費支出とした。年間収入とは有効桁数が異なるが、前述のように、このことは本稿の分析においては問題とはならない。

IV 収入——貧困層のさらなる貧困化、やせ細る中間層、富裕層内での格差

ここでは表1、表2⁶⁾から各階層の収入面を概観する。

期間中、貧困層はレンジの上限を273万円から239万円まで一貫して低下

させており、その率はマイナス12.5%と大きい。今日、全世帯の2割が年収239万円未満すなわちいわゆる「ワーキングプア」並みの収入ないしそれ以下で生活している。また、その平均収入は、一貫して減少し、2019年で164万円であり、2005年の186万円から22万円、11.8%も減少している。期間中、富裕層・中間層も収入を減らしているが、貧困層の減少率が最も大きく、総世帯平均のマイナス6.9%と比べても非常に大きいものである。また、貧困層は2005年時点でも総世帯平均の33.6%の収入しかなかったが、2019年にはそれが31.8%にまで落ち込んでいる。レンジ上限の大幅低下とあわせ、貧困層がさらに貧困化し、そのことによって深刻な格差拡大が進んだ。

表1. 各階層の収入のレンジ

	2005年	2010年	2015年	2019年	増減率
下限					
Ⅲ	401	375	359	354	-11.7
V	793	742	731	741	-6.6
上限					
I	273	251	244	239	-12.5
Ⅲ	556	517	500	502	-9.7

単位：万円，%

増減率は小数点以下第2位を四捨五入。そのため、表と本文で数値が異なる場合がある。以下の表も同様。

I，Ⅲ，Vはそれぞれ貧困層，中間層，富裕層。以下の表も同様。

各年の総務省家計調査より筆者作成。以下の表も同様。

表2. 各階層の平均収入

	2005年	2010年	2015年	2019年	増減率
総	554	521	515	516	-6.9
I	186	171	170	164	-11.8
Ⅲ	474	440	424	423	-10.8
V	1111	1064	1071	1085	-2.3
I／総	33.6	32.8	33.0	31.8	-1.8
Ⅲ／総	85.6	84.5	82.3	82.0	-3.6
V／総	200.5	204.2	208.0	210.3	9.7
V／I	6.0	6.2	6.3	6.6	0.6

単位：万円，%，ポイント

「総」は総世帯平均を表す。以下の表も同様。

中間層はレンジの下限が401万円から354万円へこれも一貫して低下し、47万円、11.7%と大きく下がった。上限も556万円から502万円へ54万円、9.7%とこちらも大きく下がっている。平均収入も474万円から423万円へと、貧困層と大差ない10.8%も減らしている。上限・下限の差が155万円から148万円へと小さくなっていることとあわせてみると、中間層が全体として収入を大きく減らしているのとみることができる。総世帯平均に対する収入の比率も、85.6%から82.0%へ3.6ポイントも下げているが、これは貧困層のマイナス1.8ポイントの2倍にもなる下落である。貧困層の貧困化が進行しているのだが、中間層の下方シフトはそれ以上に進んでいる。広く言われる「疲弊する中間層」、「やせ細る中間層」である。

富裕層は、期間中、収入のレンジの下限が6.6%下がって、平均収入も2.3%下がっている。日本経済の長期停滞のなか、富裕層も全体として収入を減らしているのだが、その下落幅は、総世帯平均の3分の1であるし、貧困層・中間層と比べると格段に小さい。重要なことは、年収200万円に満たない世帯にとっての11.8%減と、年収1,000万円を超える世帯にとっての2.3%減では、その重みがまったくちがうということである。また、富裕層の収入は総世帯平均の2倍ほどもあったのだが、この15年間でその比率を9.7ポイントも上げている。貧困層・中間層が比率を下げたのとは対照的である。2005年、総世帯の上位20%の世帯は下位20%の世帯の6倍の収入を得ていたのだが、2019年にはそれが6.6倍にまでなった。いまひとつみておくべきは、富裕層のレンジの下限が6.6%下がった一方で平均収入の減少は2.3%にとどまっていることである。つまり、富裕層の内でも、相対的に収入が少ない世帯は収入を減らし、相対的に収入が多い世帯は収入を増やしたとみることができる。富裕層の内部においても格差が拡大しているとみることができる⁷⁾。

対象期間をつうじて、収入面では、全体として、貧困層・中間層の全体と富裕層の一部が下方シフトし、富裕層の他の一部がより上方へシフトしたといえる。さらに、貧困層のきわめて深刻な貧困化によって格差が大きく拡大した14年間であった。

V 消費支出——窮迫する貧困層、ゆとりを失う中間層、消費を減らす富裕層

1. 消費支出とその収入に占める割合

消費支出の推移を表3でみる。

対象期間の14年で、総世帯平均は6.3%も消費支出を減少させた。貧困層・中間層・富裕層とも消費支出を減らしているが、収入階級が上になるほど消費支出の減少幅は小さく、貧困層の8.0%にたいして富裕層は5.2%の減少である。経済の長期停滞で収入が減少するなか、貧困層が消費を厳しく抑制していることがうかがえる。

表3. 消費支出の推移

	2005年	2010年	2015年	2019年	増減率
A：総	3,198,096	3,027,936	2,965,512	2,996,448	-6.3
I	1,727,232	1,592,244	1,611,504	1,589,580	-8.0
I/A	54.0	52.6	54.3	53.0	-1.0
III	3,076,728	2,908,344	2,883,480	2,868,852	-6.8
III/A	96.2	96.1	97.2	95.7	-0.5
V	4,980,396	4,740,540	4,598,880	4,719,048	-5.2
V/A	155.7	156.6	155.1	157.5	1.8

単位：円，%，ポイント

総世帯平均に対する比率をみると、貧困層は期間中おおむね53～54%程度と非常に低い比率で推移している。中間層は96～97%程度で、総世帯平均を若干下回る程度で推移している。これに対して富裕層は、1.5倍程度と、平均を大きく上回る水準となっている。平均的な世帯の半分ほどしか消費しない貧困層と、ずっと多く消費する富裕層。ここに、消費税肯定論のひとつの根拠がある。

この根拠を検証するために、つぎに表4で、消費支出が収入に占める割合について検討する。

まず、対象期間の起点、2005年についてみると、貧困層は92.9%、収入のほとんどを消費にまわしている。この値は、総世帯平均よりも35.2ポイントも高い。中間層も64.9%と、総世帯平均より7.2ポイント多く消費にまわしている。それが富裕層になると44.8%で、5割を下回り、平均より12.9ポイン

トも少なくしか消費していない。貧困層と富裕層の差は48.0ポイントと非常に大きなものになっている。

表4. 消費支出が収入に占める割合

	2005年	2010年	2015年	2019年	増減率
総	57.7	58.1	57.6	58.1	0.3
I	92.9	93.1	94.8	96.9	4.1
Ⅲ	64.9	66.1	68.0	67.8	2.9
V	44.8	44.6	42.9	43.5	-1.3

単位：％，ポイント

同様に、2019年についてみると、総世帯は58.1％で、2005年から0.3ポイントの上昇。中間層は67.8％で2.9ポイント上昇し、総世帯平均を9.7ポイント上回ることになったが、これは2005年から2.5ポイント上昇している。富裕層は43.5％で1.3ポイント低下し、総世帯平均を14.6ポイントも下回ることになったが、これは2005年からさらに1.7ポイント低下している。ところが、貧困層は96.9％で4.1ポイントの上昇となっている。総世帯平均との差も38.8ポイントと、2005年と比べて3.6ポイントも大きくなっている。貧困層は、収入が大きく減少しているにもかかわらず、消費はそれに比例しては減らしていない。貧困層のくらしは、収入が減るなか消費の切り詰めもほとんど限界の域に至り、いよいよ窮迫の度を深めているといえよう。

また、貧困層と富裕層を比較すると、2005年時点でその差は48.1ポイントと非常に大きいものであったのだが、それが2019年には53.4ポイントと、さらに5.3ポイントも大きくなっている。

収入に対してより多く消費せざるを得ない貧困層、より少なくしか消費しない富裕層。消費税がますます貧困層のところに強く効く状況になってきている。

2. 必需的消費と選択的消費

貧困層と富裕層の消費の中身について少し立ち入って見てみる。

家計調査は、消費支出を食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養・娯楽、その他の消費支出に10分類している。ここでは、食料費を必需的な項目として、教養・娯楽費を

選択的な項目として、取り上げる。

表5をみると、期間中、貧困層・中間層とも一貫して、食料費が消費支出に占める割合が総世帯平均より高い。貧困層はこの割合を一貫して高め、期間中3.6ポイントの増である。貧困層はいまや消費支出の3割近くを食料費につかっている。それに比して、教養娯楽費には1割もまわせずにいる。教養娯楽費が消費支出に占める割合は、貧困層は一貫して総世帯平均より低く、中間層は2015年、2019年と低くなっている。中間層も食料費の割合を一貫して高めて2.3ポイントの増。教養娯楽費はマイナス1.2ポイントで、貧困層以上に減らしている。ここでも、疲弊する中間層の姿をみることができる。貧困層、中間層それぞれ消費支出を8.0%、6.8%と大きく減らしているなかでのこの変化は、一般に予想されるとおり、必需的な食料費は減らす余地が小さく、選択的な教養娯楽費が節約されたことをしめしている。

表5. 消費支出と食料費・教養娯楽費

	2005年	2010年	2015年	2019年	増減
総：A消費支出	3,198,096	3,027,936	2,965,512	2,996,448	-6.3
：B食料費	726,384	703,620	741,996	761,784	4.9
B/A	22.7	23.2	25.0	25.4	2.7
：C教養娯楽費	340,428	343,788	299,760	309,264	-9.2
C/A	10.6	11.4	10.1	10.3	-0.3
I：A消費支出	1,727,232	1,592,244	1,611,504	1,589,580	-8.0
：B食料費	426,360	408,516	435,144	449,592	5.4
B/A	24.7	25.7	27.0	28.3	3.6
：C教養娯楽費	168,012	166,440	153,036	152,688	-9.1
C/A	9.7	10.5	9.5	9.6	-0.1
Ⅲ：A消費支出	3,076,728	2,908,344	2,883,480	2,868,852	-6.8
：B食料費	732,552	709,368	751,356	749,040	2.3
B/A	23.8	24.4	26.1	26.1	2.3
：C教養娯楽費	333,912	330,876	279,924	277,296	-17.0
C/A	10.9	11.4	9.7	9.7	-1.2
V：A消費支出	4,980,396	4,740,540	4,598,880	4,719,048	-5.2
：B食料費	1,009,056	989,124	1,052,604	1,078,536	6.9
B/A	20.3	20.9	22.9	22.9	2.6
：C教養娯楽費	533,772	554,412	496,920	526,104	-1.4
C/A	10.7	11.7	10.8	11.1	0.4

単位：円，%，ポイント

富裕層は、消費支出を5.2%減らすなかで食料費の割合を2.6ポイント高めており、この値は中間層のそれよりも0.3大きいものの、貧困層より1.0小さい。その一方で、教養娯楽費は0.4ポイントとひとり増やしている。

VI 格差拡大・貧困化社会での消費税の効き方

ここまでみてきたように、本稿が対象とする14年間、収入のみならず消費においても格差拡大と貧困化が進行してきたのであるが、それは当然に各階層および階層間に消費税がおよぼす効果のあり方に変化をもたらす。ここでは、消費税が階層ごとにどのような効き方をするかをみることにする。

表6は、各階層の平均収入を得ている世帯がどれだけの消費税を負担したであろうかを、またその対収入比を、仮想的にしめたものである。「仮想的」というのは、実際にどれだけの負担したかではなく、消費税がすべて順調に最終消費者に転嫁された場合の額を掲げたからである⁸⁾。なお、8%から10%への増税が実施されたのが2019年10月1日であるので、2019年のデータをもちいると税率8%の期間が9か月、10%の期間が3か月となってしまうので、ここでは2020年のデータをもちいる。ここまで、対象期間の終点を2019年としてきたこととは異なるが、消費税の効き方の変化の傾向を読み取ることがここでの目的なので、このようにして差し支えない。

税率が同じく5%の2005年と2010年をみると、消費税負担額の対収入比は、貧困層4.4%、中間層3.1%、富裕層2.1%であった。総世帯平均の2.7%と比べて、貧困層は1.7ポイントも高いが、逆に、富裕層は0.6ポイント低い。富裕層の値は、貧困層より2.3ポイントも低くなっている。ここに二度の増税が加わり、2020年までの15年間で、消費税負担額は全世帯で67.3%も増加した。貧困層は70.5%増であるのに対して、富裕層は65.7%にとどまり、この値は全世帯平均よりも1.6ポイント小さい。対収入比は、総世帯平均で2.2ポイント上昇したなかで、貧困層4.1ポイント、中間層2.7ポイントの上昇であるのに対して、富裕層のそれは1.5ポイントしか上昇していない。

表 6. 消費税仮想負担額対収入比

	2005年	2010年	2015年	2020年	増減率
総：年収	5,540,000	5,210,000	5,150,000	5,160,000	-6.9
負担額	152,290	144,187	219,668	254,801	67.3
対収入比	2.7	2.8	4.3	4.9	2.2
I：年収	1,860,000	1,710,000	1,700,000	1,640,000	-11.8
負担額	82,249	75,821	119,371	140,253	70.5
対収入比	4.4	4.4	7.0	8.6	4.1
Ⅲ：年収	4,740,000	4,400,000	4,240,000	4,230,000	-10.8
負担額	146,511	138,493	213,591	244,699	67.0
対収入比	3.1	3.1	5.0	5.8	2.7
V：年収	11,110,000	10,640,000	10,710,000	10,850,000	-2.3
負担額	237,162	225,740	340,658	393,093	65.7
対収入比	2.1	2.1	3.2	3.6	1.5
消費税率	5%	5%	8%	10%	

単位：円，％，ポイント

先にみた収入・消費支出の構造の変化によって、税率の変更が貧困層、中間層により強く効くようになってきている。特に注目すべきは、2020年度、税率10%に対して、貧困層の対収入比が8.6%であるのに対して富裕層は3.6%に過ぎないことである。2020年は2005年より税率が5%高くなっているのだが、対収入比が貧困層では4.1ポイント上昇した一方で、富裕層では1.5ポイントにすぎない。収入と消費支出の傾向的な変化によって、消費税増税は、貧困層に強く効き、富裕層には弱くしか効かなくなっている。貧困層の負担がいよいよ厳しいものになってきているのである。

ここで富裕層に着目すると、消費税(仮想)負担額の伸びが3階層でいちばん小さく、対収入比の伸びもいちばん小さい。先にみたように富裕層は消費を減らしており、消費税負担による財政への寄与を低下させている。貨幣を支出(消費)する局面での課税よりも、取得する局面での課税すなわち所得課税をつよめる必要がある。

最後に、このように事態が進行するなかでの消費税減税の効き方をみる。ここでは、対象期間の起点、2005年時点で最大限可能な5%減税を各年において実施した場合を想定する⁹⁾。

表7は、消費税率が5%引き下げられたときの減税額と、収入に対する

その割合をしめしている。ここでも、減税の効き方をみるのが目的なので、消費税以外の間接税は無視している。すなわち、たとえば2015年の総世帯平均の減税額は、(消費支出)÷108×5=137,292円となっている。大まかに言って、2015年時点で5%減税が実現していたならば、総世帯平均で年間13万7千円ほどの負担減になっていたということである。

この表で、たとえば、2020年時点での5%減税額の収入に対する比率をみると、全世帯平均2.5%、貧困層4.3%、中間層2.9%、富裕層1.8%となる。この収入に対する減税額の比率は、年を経るごとに階級によって上昇・下降ことなる動きをしめしているが、どの年においても貧困層・中間層とも全世帯平均よりも大きい値となっており、富裕層は小さい値となっている。富裕層と中間層の差をみると2005年に1.0ポイントだったものが2020年は1.1ポイント、富裕層と貧困層の差は2005年に2.3ポイントとかなり大きかったが、2020年には2.5ポイントとさらに大きくなっている。

表7. 5%減税の効果

	2005年	2010年	2015年	2020年	増減
総：5%減税額	152,290	144,187	137,292	127,401	-16.3
減税額/収入	2.7	2.8	2.7	2.5	-0.3
I：5%減税額	82,249	75,821	74,607	70,126	-14.7
減税額/収入	4.4	4.4	4.4	4.3	-0.1
III：5%減税額	146,511	138,493	133,494	122,349	-16.5
減税額/収入	3.1	3.1	3.1	2.9	-0.2
V：5%減税額	237,162	225,740	212,911	196,546	-17.1
減税額/収入	2.1	2.1	2.0	1.8	-0.3

単位：円，%，ポイント

消費税は逆進的な租税であるから、当然にその減税は貧困層により効くのだが、前にみたような収入・消費支出の傾向的な変化により、今日の日本においては、かつてよりも貧困層・中間層とりわけ貧困層のところでもよりいっそう強く効くようになってきているのである。

日本社会は、増税にせよ減税にせよ、消費税がより強く効く社会になりつつある。租税構造全体に対して、消費税の増税は累進性緩和の方向により強く作用しつつあり、減税は累進性強化の方向により強く作用するようになって

てきている。そして、貧困層・中間層の収入に対する減税額の割合は、一貫して全階級平均を上回っており、ここに貧困層と中間層の社会的連帯の現実的な基礎がある。

Ⅶ おわりに

消費税の逆進性を無視ないし過小評価する論はあとを絶たない。多くみられるのは低所得者ほど消費性向は高いのであるから所得に対する消費税負担が逆進的であることは否定のしようがないが、所得が高まればそれに比例しないにせよ消費も大きくなるのであるから、逆進性は巷間いわれるほどには強くないといった主張である。しかしながら、このような主張は抽象的に述べられるだけで、ではどれほど逆進性は緩やかであるのかといった具体的検討はほとんど行われていない¹⁰⁾。

それに対して本稿では、貨幣の取得、支出(消費)、財産形成のうち支出(消費)の局面に着目し、2005年から2019年ないし2020年までの公的統計を加工・分析して、消費税をめぐる最近の変化について以下のことを確認した。

①期間中、富裕層の上層が収入を増やしている一方で、貧困層、中間層、富裕層の下層は収入を減らしている。

②どの層も消費支出を傾向的に減らしているが、そのマイナス幅は貧困層がいちばん大きく、次いで中間層。富裕層はいちばん小さい。

③収入に対する消費支出の割合をみると、貧困層・中間層は傾向的に大きくなっているが、富裕層では小さくなっている。必需的消費の削減の困難がその理由と考えられるが、この困難は貧困層・中間層にとって一層つよまりつつある。

④以上の結果、消費税増税は、貧困層・中間層にますます強く効くように、そして富裕層にはますます弱くしか効かないようになりつつある。消費税増税は、富裕層と貧困層・中間層の格差を拡大する作用を強めてきている。逆に消費税減税の利益は当然、貧困層のほうが厚くなるのだが、その収入に対する比率は、貧困層・中間層とも総世帯平均より大きく、富裕層は小さい。消費税減税は、貧困層・中間層のところより強く効き、富裕層と貧困層・

中間層の格差を縮小する作用を強めてきている。

こうして、消費税の増減税に関して、貧困層・中間層の利害の一致はより強まりつつあり、貧困層・中間層と富裕層上層の間の利害断絶は大きくなりつつある。この断絶を埋めるのは、逆進的な消費税の減税と累進課税の強化すなわち所得税の増税である。

今日、連帯社会の構築がつつよく求められるが、連帯とはただ人びとの意識の問題なのではなく、現実的な共通の利害という基礎のうえに安定的に成立するものである。消費税の増減税をめぐるも同様、本稿で明らかにしたような現実的基礎の理解のうえにこそ、貧困層と中間層との連帯は構築される。

脚 注

- 1) 膨大な過剰資本が存在し実体経済の部面での拡大再生産に多くを望めない状況では、擬制資本取引が資本蓄積の重要な部面になるが、一般勤労者にとってはそのような蓄積は追加的収奪であり、さらなる貧困化に帰結する。格差の拡大は、日本経済の長期停滞の結果でもあるが、むしろ格差を拡大し貧困化を加速させることによって、支配的独占資本はいっそうの過剰蓄積を進めている。支配的独占資本にとって、資本蓄積の手段となる限りにおいて経済拡大は必要なのであって、停滞の中で資本蓄積を進められるのであれば、経済成長は不可欠なことではない。
- 2) 財政は経済的現象であると同時に政治的現象であるということに留意しなければならない。所得税は、納税者の政治的成長を促し、財政民主主義を発展させる。消費税にはこれがない。「ここ [個人所得税制度] では納税者は、個人および集団として自己の意思と集団の意思を総合的に調整し予算を総合的に、しかも民主主義的に制御しうる立場に身をおく。そして個々人の負担能力に配慮した負担配分のシステムを協議することができる」(池上惇『財政学——現代財政システムの総合的解明』岩波書店、1990年、191ページ)。「消費税は課税当局からみて取り易い租税であるが、これが低所得者に負担が重く不公平で、住民の異議申立てが困難という意味で非民主主義的な課税であることは明らかであろう。消費課税は所得課税を補正する副次的な課税であって、生活必需品を含めて一般的に課税して、それを税制の中心にすえるのは、歴史の逆行であろう。」(宮本憲一「所得税の思想に学ぶ」宮本憲一・鶴田廣巳編著『所得税の理論と思想』税務経理協会、2000年、1ページ)。また、財政社会学の立場からも近似の主張がなされる。「経済システムによる所得分配が正義ではないとすれば、正義の実現を使命とする政治システムは、それを租税によって修正しなければならない。つまり、租税により市場による所得分配を修正することが

要請されるようになり、利益原則は妥当しなくなってしまう。／そこで利益説に代わって、能力原則が主張されるようになる」(神野直彦『財政学』有斐閣、2002年、156ページ)。ここで出版からいささか時間が経過したこれらの文献を引用するのは、今日、「政治と経済の矛盾」を扱う(島恭彦)という財政学の根本を無視ないし軽視する議論が“主流”となっていることを問題視するからである。租税制度の発展は、民主主義という政治・思想の歴史的発展の大きな流れの中で論じられなければならない。「世界的にみると1980年代に消費税や付加価値税が一時、力を得ているようにみえるが、経済と人権の基本的な発展の方向から判断して、『社会発展の指標としての所得税制度と地方所得税』の確立は、長期的には歴史の基本的な流れであろうと思われる」(池上、前掲書192-193ページ)。格差の極端な拡大のもと、新自由主義による所得税の累進性の緩和から強化への逆転がつよい現実性をもって世界的に議論される今日、これらの提起を、我々はあらためて深刻に受け止めなおさなければならない。

- 3) 総務省「家計調査の推計方法」(総務省ウェブサイト)を参照のこと。
- 4) 最新の調査年、2020年は新型コロナウイルスのパンデミックによって経済活動が大きく収縮した年であり、経済が前年までと不連続に特異な運動をしめた年であって、例外として比較分析の対象からははずし、2019年を分析対象期間の終点とする。
- 5) 貧困層については、一般に、その所得が等価可処分所得の中央値の2分の1に満たない世帯という定義が使われているが、中間層、富裕層という用語には、定義が定まっていない。中間層については富裕層と貧困層の間にある世帯とすることが多いが、富裕層については1億円以上の金融資産を保有しているとか、年収2千万円以上であるとか、年収1千万円以上であるとかといったように、論者が「富裕」という言葉から受ける印象によるところが大きい。本稿では、便宜的に収入階級の第1分位を貧困層、第3分位を中間層、第5分位を富裕層とする。表1、表2にあるように、第1分位の収入レンジの上限はどの年も200万円台、平均収入は200万円を大きく下回っているのも、一般に「ワーキングプア」の年収を200万円未満とするところから言っても、これを貧困層とするのは妥当であると考え。第5分位の下限が700万円台というのは「富裕」という言葉の印象からいくぶん遠いように思われるが、平均収入がどの年も1千万円を超えているので、一応の妥当性はあるものとみる。いずれにしても、家計調査の統計表の制約を受けての便宜的な呼称であることには変わりはない。
- 6) 本稿の図表はすべて、各年の家計調査の表を筆者が独自に加工して作成したものである。
- 7) 貧困層、中間層が一貫して収入を減らしているのに対して、富裕層は2005年から2010年にかけて減らした後に、2015年、2019年と収入を増やしている。この要因の検討は次の課題として残しておくこととする。
- 8) 租税が実際にどれほど転嫁されるかは、独占の形成や経済情勢、需要側・供給側の

力関係などによってちがってくる。本稿は、消費税がその性格からして各階層にどのような効果をもたらすかをみることを企図しているので、立法の予定どおりすべてが順調に転化されて最終消費者によって負担されるものとする。

- 9) 今日、消費税をめぐるのは、消費税そのものへの賛否や将来の増税の可否などの相違点を措いて、5%減税が政治的に現実的な選択肢のひとつになっている。統計的制約や歴史的に税率5%の期間が最も長かったこと(17年間)ともあわせて、ここでは便宜上、5%減税とする。また、8)と同様の理由で、軽減税率については度外視する。
- 10) 学説史的に、消費税が公平な租税として評価された時代に着目し、今日の消費税の正当化に援用する議論もある。重商主義が消費税を支持したのは、人頭税や貴族・僧侶らの免税特権など、税制があまりに不公平な時代において、消費主体がどのような者であれ消費(支出)に比例するだけ公平と考えられたからである。労働価値説から消費税を否定して比例税を主張したアダム・スミスを経て、曲がりなりにも累進的個人所得税を中核とする累進税制が基本理念とされる現代の租税体系に、重商主義的公平論を持ち込むことは誤りだといわざるを得ない。